

昭和町立押原小学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月6日改定

令和7年6月20日改定

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係のある児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法より）である。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、生命身体に重大な危険を生じさせる恐れがある極めて危険な行為である。また同時に、いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級にも起こり得る問題であり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る性質を有することも事実である。

このような基本的認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい、かつ安心・安全な学校生活」を送ることができることを目指して、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のため、以下の5点を指導の重点とする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。【未然防止】
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。【未然防止】
- ③いじめの早期発見のために、効果的な措置を講じる。【早期発見】
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校外部の専門家等との協働により、解決にあたる。【適切かつ迅速な対処】
- ⑤学校と家庭が協働して、十分な教育的配慮の下に事後指導にあたる。【適切かつ迅速な対処】

2 いじめ対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見、及び発生時の適切かつ迅速な対処のために、次の組織を設置し、いじめ問題への対応を実効的に推進するとともに、重大事態発生に当たっては、昭和町教育委員会が設置する重大事態対策委員会が行う事実関係の調査、その他の対処に協力するものとする。

○いじめ等対策校内委員会（生徒指導委員会）

いじめをはじめとする問題行動について話し合い、問題行動が認められた場合の指導方針等を検討する。検討結果は職員会議で報告し、全職員の共通理解の下、全職員が指導に当たる。委員会には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任や教科担任等によって構成する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部の専門家や、教育指導監などの関係機関の職員の参加を得ながら対応する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育み、積極的に学習や行事に取り組む児童主体の集団づくり、学級づくり、学校づくりを推進していくことにある。

そのためには、自己有用感や自尊感情を育むとともに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。また、楽しく分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、知的好奇心を刺激して学習に対する達成感・成就感を育てることが重要である。道徳をはじめあらゆる教育活動を通じて、自他を敬愛する心や生命を尊ぶ態度を涵養し、「いじめは絶対に許されない」という認識を醸成するよう努めなければならない。

また、児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。いじめに向かわせない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ばせるようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童や、海外から帰国した児童、外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性自認に係わる児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見の取組

いじめ問題は、早期発見が早期解決につながるため、日頃から職員が児童との信頼関係を築き、悩みを相談しやすい雰囲気を醸成することが重要である。また、いじめが潜在化しやすい性質を有することから、児童の些細な言動から問題の存在を察知する鋭敏な洞察力を高め、いじめを見逃さない資質を向上させることが、職員に課された責務である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、適切に対応する。いじめの認知、早期発見の取組に関し、次のような方策を講ずるものとする。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない姿勢を保持する。
- ②いじめの事実の把握に当たっては、質問紙による調査等の方法により、確実な方法を講じることとする。調査は原則として、各学期の中途（6月、10月、2月）に実施するものとする。
- ③様子の異変を感じた児童がいる場合には、職員会議等において状況を共有し、事実の把握に務めるとともに、当該児童を見守る体制を整える。

5 いじめへの対処

いじめの発見もしくは通報を受けた場合は、関係児童の担任等、特定の職員が責任を抱え込むことなく、全職員が組織的に対応するものとする。この場合、被害を受けた児童の心身を守り通すとともに

に、加害児童に対しては、教育的な配慮の下に毅然とした指導を行うことを基本的姿勢とする。

いじめが起こった際の対応について、次のような具体的方策によるものとする。

- ①いじめ問題を発見したときには、速やかに生徒指導委員会を開いて対応を協議し、的確な役割分担の下に早期解決に努める。問題が深刻な場合は、いじめ等対策校内委員会を開いて、対応についての意見を求める。
- ②いじめられている児童及びその他の児童等からの聞き取り等により情報収集を綿密に行って事実を確認し、いじめられている児童の生命及び身体の安全を最優先に、必ず守り通すことを伝えて安心感を抱かせことに努める。いじめている児童に対しては、事実関係の確認の下に、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童にも、いじめに加担していると同等であることを指導し、反省を促す。
- ④いじめられている児童の精神の安定を確保するため、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携しながら指導を行う。いじめが解消した後も、PTSDや精神不安定等に陥らないよう注視する。
- ⑤いじめられている児童の保護者と連絡を密にし、情報を正確に伝えるとともに学校の取組について説明し、理解と協力を求める。いじめている児童の保護者とも連絡を密にし、事実行為と学校の指導方針を伝え、協力を求める。
- ⑥いじめている児童の指導は、単に形式的な責任を問うたり謝罪をさせたりすることに終始してはならず、自己有用感や自他の敬愛の精神等を培うことに主眼を置いた指導を、学校・家庭が連携して行うよう努めることとする。
- ⑦インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一瞬にして拡散し、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、ネットワークを介したいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育や、啓発活動等の実施を促進する。また、児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促進する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等、いじめが疑われる行為、又はいじめにつながる恐れがある行為を発見した場合は、直ちにプロバイダに対して書き込みを削除するよう求める等の措置を講ずるとともに、書き込んだ児童が特定できた場合は、必要な指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期間必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子や状況を注視し、期間

が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して、状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消にいたるまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

<重大事態への対応>

●重大事態の定義

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような状況になったときのことをいう。

○いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして扱う。

●重大事態を認知した場合の流れ

重大事態が発生した場合は、その重大事態に係る情報を迅速に収集・整理し、教育委員会に報告すると共に、教育委員会の指示に従った対応をとる。また、その重大事態に係る調査は、教育委員会が設置する「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」が行う。設置の際は以下の内容を教育委員会と相談する。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

① 教育委員会等方式

- ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

① 学校いじめ対策組織方式

- ・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

調査を始める前に、対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。調査に対しては、以下の点に注意しながら必要な資料提出を行うことなどを通して、全面的に協力する。

①対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

②必要に応じて、公立学校の場合、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

その調査結果については、教育委員会が、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

●報道等への対応及び文書保存について

□ 報道等への対応

- ・重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援することが求められる。
- ・児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う。

- ・重大事態発生直後、十分な情報が得られていない段階では、主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。
- ・事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

② 資料の保存

- ・調査中に関係資料を誤って廃棄することのないようにするため、また、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は保存期間を5年とする。また、調査報告書についても保存期間を5年とする。

●チェックリストの活用

いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等にあたり、基本的な項目が記されたチェックリストを活用する。しかし、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応する。【別紙参照】

6 その他留意事項

①組織的な指導体制

いじめへの対応は、全職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、職員の共通理解を図るとともに、いじめへの対応についての資質向上を目的とした校内研修を行うことが必要である。夏季休業中等、適切な時期に、目的を明確にした研修会を開催するものとする。

②児童と向き合う時間の確保

職員が児童と向き合い、児童理解を深めることが、いじめの防止には不可欠である。そのためには校務分掌を適切に行い、校務の効率化を図って、職員が児童と向き合う時間を確保するよう努める。

③家庭・地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域の協力が欠かせない。家庭訪問、学年懇談会、PTA総会等で、いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識を持つことに努める。また地域の方に対しては、学校だより、ホームページ等を活用して、いじめについての情報を適切に発信して、理解と協力を得ることに努めることとする。また、平成26年度から導入されたコミュニティ・スクール制度によって設置された学校運営協議会や学校支援地域会議の活動を通して、地域全体でいじめの防止に取り組む体制を築いていく。

【別紙】

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を	☐

整えている。	
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		☐	
報告内	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴	☐	

容	えの内容等) ※その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他 ()	☐	
	教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	☐	
	文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	☐	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
	地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長	☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等） ※その時点で把握している事実関係	☐	
	その他 ()	☐	
	法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。	☐	
	文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
	重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。	☐	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他 ()	☐	
	学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。	☐	
	再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。	☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
	報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント		チェック	日付
	対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
	どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	

説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p 26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている	☐

場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて	☐

て説明した。	
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p 29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法	☐	

や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。		
---	--	--

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	☐	
確認・調査の目的・趣旨	☐	
調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
調査方法やスケジュール	☐	

検討事項	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p 31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		☐	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐	
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐

法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は	☐

必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	